

12 国土交通省 構造改革特区第19次 再々検討要請回答

管理コード	120150	プロジェクト名	トレーラーハウスの円滑な活用による新たな産業の育成	
要望事項 (事項名)	トレーラーハウスの建築基準法の上の取り扱いの明確化	都道府県	東京都	
		提案事項管理番号	1059010	
提案主体名	日本 RV 輸入協会			

制度の所管・関係府省庁	国土交通省
該当法令等	・建築基準法第2条第1号 ・H9.3.31 建築指導課長通知(住指発第 170 号)
制度の現状	建築物とは、土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの(これに類する構造のものを含む。)等をいう。 トレーラーハウスのうち、規模、形態、設置状況等から判断して、随時かつ任意に移動できるものは、建築物には該当しないものとして取り扱う。

求める措置の具体的内容	①住指 170 号におけるトレーラーハウス(自走式でないもの・・・)の規模について、全長 15.2m、全幅 3.648m、全高 4.256m、総重量 10トン(ANSI119.5 基準)を明記し、これを超えないものは車両として扱い、建築基準法の適用を受けないものとする。 ②法第2条第1号「土地に定着する」とは、物理的に固定された状態を指すものであり、駐車場所や期間、目的等の運用によって判断されるものではないことを明確化し、これをもって建築基準法の適用を受けないよう対応を行なう。
具体的事業の実施内容・提案理由	現在、我が国には年間1000台以上、累計1万台超のトレーラーハウスが販売されており、宿泊施設や飲食店、事務所の他、昨今は介護や介助にも利用されている。しかしながら、①住指 170 号において建築物として取り扱わないトレーラーハウスの規模が明確でないこと、②地方によって法第2条第1号の解釈にばらつきがあることにより、納品時や県、特定行政庁において建築確認申請あるいは基礎の設置を求められる等、販売・利用において混乱をきたしており、任意かつ随時移動できる特性を活かすことができず、普及の阻害要因となっている。このため、建築基準法の適用を受けないトレーラーハウスの規模、製造基準を明確にし、全国統一の認識を整えることで、トレーラーハウス産業の健全な育成を目指すものである。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	—
<p>トレーラーハウスを建築物に該当するものとして取り扱い、建築基準法(以下「法」)の適用を受けることとすることが、国民の生命、健康等の保護を図るという法の趣旨を勘案して、規模、形態、設置状況、用途等から総合的に判断することが必要であり、小規模であることのみをもって建築物には該当しないものとして取り扱うことはできない。</p> <p>また、法第2条第1号に規定する「土地に定着する」とは、必ずしも物理的に強固に土地に結合された様態のみでなく、用途上、長期間にわたって一定の場所に在置される場合も含まれる。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	右提案主体からの意見に対して回答されたい。
提案主体からの意見	本提案は住指 170 号において規模・形態・設置状況等について明確な基準が示されていないことによる地方公共団体ごとの

判断基準の相違を是正するため、規模について明確な基準の設定を求めたものである。「トレーラーハウスを建築物とするかどうかは規模・形態・設置状況・用途等から総合的に判断する必要がある」とのご回答であるが、規模・形態・設置状況・用途等に基づく総合的な判断について各項目の具体的な基準を明らかにしていただきたい。

また、特殊車両通行許可を常時携帯しているトレーラーハウスについては随時移動できるため建築物には該当しないと考えるが如何か。

再検討要請に対する回答

「措置の分類」の見直し

C

「措置の内容」の見直し

-

トレーラーハウスを建築物に該当するものとして取り扱い、建築基準法(以下「法」)の適用を受けることとするかどうかは、国民の生命、健康等の保護を図るといふ法の趣旨を勘案して、個別の物件ごとに規模、形態、設置状況、用途等から総合的に判断すべきものであり、一律に具体的な基準を定めることは困難である。例えば、小規模なものであっても、用途上、長期間にわたって一定の場所に在置されるのであれば、土地への定着性があるとされ、建築物として取り扱われうる。また、この観点から、特殊車両通行許可を常時携帯しているトレーラーハウスであっても、用途上、長期間にわたって一定の場所に在置されるものについては、土地への定着性があるとされ、建築物として取り扱われうる。

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請

提案主体からの再意見

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

C

「措置の内容」の再見直し

-